福岡地検企第１４１号
令和８年１０月２８日

行政文書開示請求書の補正について

山　中　理　司　様

福岡地方検察庁検事正　井　上　一　朗

令和８年９月４日受付(受付第２号)の行政文書開示請求書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律４条２項の規定に基づき、下記のとおり補正を求めるので、添付の補正書に記載の上、提出してください。

記

１　開示請求のあった行政文書の名称

福岡地検に関する以下の文書

①執務規程（最新版）

②事件処理の決裁区分が分かる文書（最新版）

③79期司法修習生の検察修習の日程が分かる文書

２　特定した行政文書ファイルについて

⑴　平成１３年３月３０日付け企訓第１４０号検事正訓令「福岡地方検察庁執務規程」（令和２年４月１日一部改正のもの）

⑵　平成１９年２月２８日付け企訓第７７号検事正通達「福岡地方検察庁事件処理決裁細則」（令和８年１月９日一部改正のもの）

⑶ア　令和８年７月１日付け「事件配点、決裁区分について」と題する文書

イ　令和８年７月１日付け「刑事部の決裁区分」と題する文書

⑷　「交通部検事・副検事・検取事務官等事件捜査分担表」と題する文書（令和８年４月１日現在のもの）

⑸ア　平成３０年４月２日付け福岡地方検察庁小倉支部長事務連絡「福岡地方検察庁小倉支部管内における決裁区分について」

イ　令和元年１１月２０日付け福岡地方検察庁小倉支部長事務連絡「『福岡地方検察庁小倉支部管内における決裁区分について』の一部改正について」

⑹ア　検察実務修習日程表（第７９期第２班司法修習生）
イ　検察実務修習日程表（第７９期第３班司法修習生）
ウ　検察実務修習日程表（第７９期第４班司法修習生）
エ　検察実務修習日程表（第７９期第１班司法修習生）

3　開示請求手数料の追納について

開示請求手数料は、行政文書ファイル１件につき３００円となります。
本件請求に係る行政文書ファイルは、前記２⑴ないし⑹の６件です。
よって、これら６件の行政文書ファイルの開示を請求する場合、既に９００円が納付済みであるため、不足分９００円の追納が必要となります。

4　補正方法等について

同封した補正書にチェックを入れ、所定の欄に収入印紙を貼付して、住所及び氏名を御記入の上、当庁へ返送してください。

5　補正書の提出期限

令和８年１１月９日（月）

6　添付書類

補正書

担当課等　福岡地方検察庁企画調査課（担当者氏名：濱元）TEL：092-734-9090

補　正　書

令和　　年　　月　　日

福岡地方検察庁検事正　殿

請求者氏名

令和８年１０月２８日付け福岡地検企第１４１号をもって補正を求められた事項について、下記のとおり補正します。（下記⑴又は⑵のいずれかに☑を記入し、回答願います。⑵の場合、別紙についても☑を記入してください。）

記

令和８年９月４日付け行政文書開示請求書（受付第２号）に係る開示請求につき

⑴　□　全ての行政文書の開示を請求します。
※　この場合、不足分である９００円分の収入印紙を貼付願います。
（請求する行政文書ファイルの件数（６件）×３００円－９００円）

⑵　□　別紙のとおり、行政文書の開示を請求します。
※　請求する行政文書につき、別紙の☑欄にレを記入の上、不足分である以下の収入印紙を貼付願います。
（請求する行政文書ファイルの件数×３００円－９００円）

ここに収入印紙を貼ってください。

以　上

別　紙

□　平成１３年３月３０日付け企訓第１４０号検事正訓令「福岡地方検察庁執務規程」（令和２年４月１日一部改正のもの）

□　平成１９年２月２８日付け企訓第７７号検事正通達「福岡地方検察庁事件処理決裁細則」（令和８年１月９日一部改正のもの）

□　(1)　令和８年７月１日付け「事件配点、決裁区分について」と題する文書
　　(2)　令和８年７月１日付け「刑事部の決裁区分」と題する文書

□　「交通部検事・副検事・検取事務官等事件捜査分担表」と題する文書（令和８年４月１日現在のもの）

□　(1)　平成３０年４月２日付け福岡地方検察庁小倉支部長事務連絡「福岡地方検察庁小倉支部管内における決裁区分について」
　　(2)　令和元年１１月２０日付け福岡地方検察庁小倉支部長事務連絡「『福岡地方検察庁小倉支部管内における決裁区分について』の一部改正について」

□　(1)　検察実務修習日程表（第７９期第２班司法修習生）
　　(2)　検察実務修習日程表（第７９期第３班司法修習生）
　　(3)　検察実務修習日程表（第７９期第４班司法修習生）
　　(4)　検察実務修習日程表（第７９期第１班司法修習生）